

唐代の社邑に就きて (上)

那波利貞

本篇は嘗て昭和九年四月二十一日開催の史學研究會例會講演會に於て講演、其の後久しく篋底に藏したるものに更に増補考
證を加へたるものである。(昭和十三年三月五日記)

一

英國倫敦の大英博物館・佛國巴里の佛國々立圖書館などに珍藏せられる世界的墨寶、燉煌發見史料の中に古佚書の舊鈔本や傳世書の舊寫本や學者未知の舊寫本などの豊富に遺存することは周知の通で、此の點に於て燉煌發見史料の貴重なることは、その發見將來以還約三十年間、幾多の先輩諸學者の夙に指摘紹介研究せられたる所なるが、此の種の纏りたる書籍に非ざるもの、謂はば民間の雜文書とも呼稱すべきもの、即ち賣買契約文契・雇傭契約文契・訴訟文書・寺院經濟出納文書・民間の回章など極めて多種多様な雜文書類も亦前者と同等の絶大なる史料的價値を有するものと信ずる。此等雜文書に據りて、從來所傳の書籍上の記載にて全然知られざる、また知るを得ざりし一般庶民生活に就きての新史實を闡明し得らること決して鮮少ならずと思惟するが此の所謂燉煌發見雜文書類の學

界への紹介、乃至その研究利用は、從來あまり爲されて居らず、僅に輓近我が國に於て玉井是博學士の『支那西陲出土の契』京城帝國大學文學會論纂第五輯所收や仁井田陞博士の『唐宋法律文書の研究』や中華民國の王重民君の『金山國墜事零拾』國立北平圖書館刊 第九卷第六號所收など二三の人々に依りて其の緒が開かれたるに過ぎぬ。私が茲に聊か論述せむとするものも、此の雜文書の中に夥多しく遺存する『社司轉帖』と稱する唐代民間の回章文書に據りて、唐代特に中唐・晚唐時代に於ける庶民生活の一端を窺知せむとするものにして、所謂燉煌發見雜文書紹介利用の一の試である。本編の大梗は嘗て昭和九年四月二十一日開催の史學研究會例會講演會にて講述したることあり。今回之に増補考覈を加へ且つ紹介の根本史料をも増加して以て唐代庶民生活研究の一部とすることとしたものである。

二

宗廟を祀り社稷を祭ることが、天を祭ることと共に支那に於ける儀式典禮上の重大なる行事であり、國家政治上の重要な國務の一部であることは、經典の上に於ても明々に傳へられ、實際に於ても、清朝の滅亡する迄は嚴肅に執行せられ、先儒の之に關する研究も夙に備はり、今更事新らく論ずるものもないことは周知の通である。就中春秋二社の祭祀は『毛詩』小雅、甫田の詩に

以社以方。我田既臧。農夫之慶。琴瑟擊鼓。以御田祖。

と歌はれて居り、南宋の朱熹の説にては、社とは后土にして秋季五穀成熟の節に當り土地の神に奉

賽するものと解してある。『禮記』月令には

仲春之月。……是月也。安萌芽養幼少存諸孤。擇元日命民社。

とあり、天子は仲春の月の甲日に民をして后土を祀らしめて秋の豊穰を祈願せしむるとある。農が國本と爲れる姫周以後の支那に於て社祭の存するは自然の徑路なりと謂はなければならぬ。後漢の應劭の『風俗通義』社神の條には

孝經說。社者土地之主。土地廣博。不可徧敬。故封土以爲社而祀之報功也。周禮說。二十五家置一社。但爲田祖報求。詩云乃立冢土。又曰以御田祖。以祈甘雨。

とある。之を共工氏の子なる勾龍を祀るなど謂ふは、要するに支那古來存する此の民間風俗に強ひて説明を附せむとするものにして、本來は未開なる時代の定住農耕の民が秋季に於ける五穀成熟と謂ふ自然現象に對する感謝の心より漠然と土地の神なるものを想定し之に報賽する習俗を生じたるものにして、後に至りて一部落の酋長・數十部落の大酋長なる元后・天下の統率者たる天子が、自ら民衆の先頭に立ちて之を莊嚴なる儀式に化し、嚴肅なる典禮に制し、結局は民間の古俗を國家政治典禮の一要諦に奪ひ入れ、古とは反對に政府より命令的に民をして社を祀らしむると謂ふ『禮記』月令所載の如き現象を生じたるものかと考へられる。然らば社の祭祀は本來は秋季五穀成熟の時に一年一度之行ふが原始的にして、時代の降り民智の漸く進むに隨ひ、此の意を擴めて春季播種の時にも豫じめ秋

季の豊稷ならむことを祈願すべく、之を祀る様になり、以て一年兩度春秋二社の祭祀の風を生じたるものかと考へられる。

春秋二社の祭祀が支那古今を通じて行はれ社神を中心として一地方或は一部落の民が相集まりて懇親を重ね、土地神に祈願又は報賽したることは疑を容れぬ。社の神を中心として一地方或は一部落の民が結束したることも或る程度迄は認められる。今春秋二社の祭祀につきて其の特徴と思はるる諸點を列擧すれば略ぼ次の如くであらうと思ふ。

(一) 時代の上下古今・場所の遠近東西を問はず、一般に春秋二社とも其の祭日は各々一日限であること。

其の證據は文獻上枚擧に遑も之れ無いが、例示せば『禮記』郊特牲に

社祭土而主陰氣也。君南鄉於北墉下。蒼陰之義也。日用甲。用日之始也。

と見えたり、『尙書』の召誥に洛邑に社稷を祀りしことを述べて

若翼日乙卯。周公朝至于洛。則達觀于新邑營。越三日丁巳。用牲于郊牛二。越翼日戊午。乃社于新邑。牛一羊一豕一。越七日甲子。周公乃朝用書命庶殷侯甸男邦伯。

と見えたり、俗書ではあるが『田家五行』の書にも

立春後五戊爲社。其日雖晴亦多有微雨數點。謂社翁不吃糧果驗。

とか、『事物原始』には

月令云。仲春之月。擇元日命民社。使民祀之以祈農也。近春分前後戊日乃元吉也。秋社亦然。

とかありて戊の日を擇ぶことが傳へられて居るのはそれである。但其の日の選擇は古來種々の變遷ありて必しも戊日にのみ決定せる譯ではなく、唐の歐陽詢の『藝文類聚』卷五、歲時下、社の條に掲ぐる晉の嵇含の『社賦序』には

社之在於世尙矣。自天子至於庶人。莫不咸用。有漢卜日丙午。魏氏擇用丁未。至於大晉則社孟月之酉日。各因其行運。三代固有不同。雖其奉社而莫議社之所由興也。

とある。此の『社賦序』は『全上古三代秦漢三國六朝文』の『全晉文』卷六十五にては『祖賦序』の誤傳であるとして居るが、今歐陽詢の説に據りて之を『社賦序』と見る時は、祭社の日には或は甲日とか、戊日とか、丙午の日とか、丁未の日とか、酉の日とか種々ではあるが、之は何れも五行説に緣由して變更せられたる迄で、其の祭日の春秋二社共に各々一日限である點に於ては戊日、丙午日、丁未日、酉日はその何れに於ても同一である譯で、畢竟一日限の祭祀であることに於ては異説は無い譯である。

(二) 一郷一村或は近隣の民が相會して社神に奉養するなれば、民の集會すると謂ふことが重要なこと。

之も其の證據は文獻上枚擧に違ないことであるが、例せば晉の宗懷の『荆楚歲時記』社綜の條に

社日四鄰並結綜會社。牲醴。爲屋於樹下。先祭神。然後饗其胙。按鄭氏云。百家共一社。今百家所社綜。卽共立之社也。

とか、明の高濂の『遵生八牋』卷三、四時調攝牋の二月事宜の條に

呂公忌曰。社日令男女輟業一日。否則令人不聽。

とか見えて居るのはそれである。尙完全を期する爲には支那全國の各地方志所記の風俗を悉く通覽すれば、明清時代に於ける各地方の社日の祭祀の風俗を知り得て大に參攷に爲ると思はれるのであるが、支那全國の各地方志全部の書は容易に蒐集せられず、自然之一覽することは遽には不可能事なれば、茲には便宜上『欽定古今圖書集成』曆象彙編歲功典第三十一卷社日部彙考之三に列擧せる各地方志の記載に據れば略ぼ次の如きことが知れる。

直隸志書

武邑縣 社日會社報秋。

山東志書

曹州 春社日集鎮村塾。凡有祠宇。皆作戲賽禱。

江南志書

高郵州 社日。鄉有社會。

懷寧縣 二月社日。鄉里合立社。至日豕酒共祀社神。以祈穀。

灤山縣 二月社日。十家爲社。共祀土神。

望江縣 社日。鄉有社合。衆姓祀之。

婺源縣 俗重社祭。里團結爲會。社之日擊鼓迎神。

建德縣 秋社日。鄉市同會者。祭神于輪社者之家。以報年。祭畢餽而還。有古人桑柘影斜之

風景焉。

孝豐縣 春社日。各村率一二十人爲一社會。屠牲釀酒。焚香張樂。以祀土穀之神。謂之春福。

安義縣 秋社日。戊日。社衆共買酒豕。

湖 廣 志 書

羅田縣 仲春初戊日爲社。每坊合爲祭賽。各曰坐社。

廣 東 志 書

香山縣 二月上戊祭社。鄉衆必會。

黃河沿岸地方より嶺南地方に至る迄此の日何れも一郷一村の民の相會することを語れるものである。

(三) 社飯酒肉の類を喫して一日を享樂し以て隣里の交誼を温め、餘興として種々の歌舞演戲などを爲すこと。

これも文献上の證據は、一々列擧する迄もないことで、『史記』卷五十六、陳丞相世家に、陳平が庫上里の里社の宰たりし時の事を記して

〔陳〕平既娶張氏女。齎用益饒。游道日廣。里中社。平爲宰。分肉食甚均。父老曰善。陳孺子之爲宰。平曰嗟乎。使平得宰天下。亦如是肉矣。

とあるは、社日會食の酒肉の分配の存在及び社宰が之を爲したることを語れるものであり、『淮南子』精神訓にも

今夫窮鄙之社。也叩盆拊缶。相和而歌。自以爲樂矣。

とあり、又『北史』卷三十三、李士謙傳には李氏が當時の豪族の一として社會的に勢力ありし事より其の豪奢なる生活を述べて

李氏宗黨豪盛。每春秋二社。必高會極宴。無不沈醉誼亂。

と見えたり、近世の事情は前述の『欽定古今圖書集成』歲功典卷三十一、社日部彙考之三の條に引ける諸地志類の記事に

直隸志書

鷄澤縣 社日春祈秋報。鄉民醴錢穀。具牲醴。張鼓樂演劇。祭賽畢。共飲社酒。曰破盤。

清河縣 秋社日。備牲醴酒具楮陳樂。村社行賽禱。略如古報賽禮。

大名縣 秋報賽。多用倡優。辦雜劇。唱樂府。酒後耳熱。歌鳴嗚然。

山西志書

垣曲縣 秋成。村社饗賽。報答神祇。盛集優娼。搬演雜劇。絃管擗蒲。沉酣達曙。如魯人獵較久而難變也。

潞安府 社日多造社酒社糕。城中士女。亦以此日走社。

江南志書

會稽縣 春秋鄉有社祭。祭畢則燕。其物以祭社之餘。

とあるが如き、皆このことを語るものである。

(四) 賽社及び會合燕樂の費用は其の必要金額だけ醸金して之を辨じ、社祭饗宴終了と共に之を清算すること。換言すれば常設常備の基金の保存無きこと。

之は古い時代の文獻の上に於ては明に之を傳ふる所は無いが、後世の記録には確實に明記する所がある。一郷一村の民が相集りて郷社村社を祭り、祭祀畢りて祭社の奉供物の餘を本體とする酒肉を喫したり、餘興として種々の娯樂を爲す以上は費用を要したること證明する迄もない。而して後世の記録には醸金して居るのであるから、古代に於ても同様なりしことと察せられる。これも亦便宜上『欽定古今圖書集成』歲功典卷三十一、社日部彙考之三にある諸地方の祭社の風俗の記事を採ると次の如く

見えて居る。

直隸志書

鷄澤縣 社日……郷民釀錢穀。具牲醴。張鼓樂。演劇。

江西志書

瑞州府 春社之日。民間釀錢辦品物。祀本社土穀之神。乃濕種子。

湖廣志書

黃州府 社者三代以來之古禮也。斂錢共市牲醴品。……祀畢少長共飲。

(五) 近世の現象にては或る特別の場合には此の社日の村民の集會を利用して一郷一村の福利増進の策を謀りたり、又は公共事業を實行したり、敬老會を催したりすることのあること。

これも古い時代の記録にてはあまり見當らぬが、『欽定古今圖書集成』歲功典卷三十一、社日部彙考之三の條所引の地志類には習見して居る。其の一二の例を示さば次の如くである。

江南志書

烏程縣 春社日。峴山有逸老會。

德化縣 春社祭祀畢。諭以郷約。聚飲而退。

廣東志書

香山縣 二月上戊祭祀。鄉衆必會。立石于衆路之衢。題名里域。至日糾錢祭之。謂之社日。此の近世の風に、社祭畢りて後、郷約を諭したりするもののあるは特に注意すべき現象なることを茲に指摘し置きたい。

以上列擧せる社祭の特徴を綜合すれば、春秋二社共にその祭祀は古今を通じて一日限のもので、郷黨の人々が社を祀る地點に會合して之を行ひ祭祀終了れば祭社の撤供の餘として社飯酒肉等を會食し以て郷黨の親睦舊交を溫め、時には種々の餘興をも演出して打ち興じ、それ等に要する費用は都べて郷黨の各戸より均分醸出して之を辨じ、或る場合には郷黨の人々集會の此の好機を利用して郷約の徹底を計るべく之を宣諭したり、郷黨の公益事業實行に對する勞働奉仕を爲したりすると謂ふのであり、更に之を要約すれば社神に恩徳を感謝し併せて郷黨の親睦融和を計る一日の行樂である譯である。然らば平常より社神の崇拜祭祀を中心とする庶民の有機的組合組織が常存するのではない譯である。

三

然らば支那に於ては春秋二社の祭祀以外に、古來此の種の郷黨の懇親を計る何等かの機關行事は無かりしかと謂ふに、我等の先づ想到する所は彼の郷飲酒の禮である。郷飲酒の禮のことは古來經典の上に於ても重要視せられて記載せられ、其の實行は後世に迄も大體繼續せられたる一大儀禮である。

郷飲酒の禮の起原並に其の變遷消長に就きて詳細に論究することは本編の主なる目的に非ざる故之は敢て論及しないが『周禮』とか『禮記』とかに現はるる所によりて此の禮を擧ぐる目的を討めれば、それは政府が賢能の者を表彰拔擢し併せて尊卑長幼の序を正すに在り、『白虎通』卷二、郷射篇に

所以十月行郷飲酒之禮何。所以復尊卑長幼之義。

と謂つて居る。然れば此の禮は大に政治的色彩を加味せるもので、謂はゞ政府より積極的に執行する郷黨親睦・成人教育の禮で、地方行政上の重要な一典禮である譯である。社を祀る方を信仰的と評すれば郷飲酒の禮の方は政治的であり、前者を解放的と評すれば後者は教育的である。普通の説によれば此の郷飲酒の禮には四種類ありて、その第一は郷大夫が三年毎に一度賢能者を賓遇して宴會を催すもの、その第二は郷大夫が國中の賢者を會して宴會するもの、その第三は州長が射を習はしむる爲に郷黨の人々を會して開くもの、その第四は黨正が蜡の祭を爲すに際し郷黨の人々を集めて催すものである。此の中の第一、第二は賢能の者を賓遇優待するのが特色であるが、第三、第四は單に郷黨の一般人民に社會教育、成人教育を爲すもので、此の場合には必ずしも賢能の者のみを重要視せぬ。しかし第一乃至第四其の何れに於ても郷黨の親睦を計り社會秩序の確立を期する點に於ては同様であると謂はねばならぬ。此の四者の中、後世迄も普通に行はれたるものは第二の郷大夫の國中の賢者に飲ましむるものであつたらしく、明の丘濬の『大學衍義補』卷四十八、治國平天下之要、明禮樂、郡國之禮

の條に次の如くある。

臣按先儒謂鄉飲有四。一則三年賓興賢能。二則鄉大夫飲國中賢者。三則州長習射。四則黨正蜡祭。今世所行者。惟存一鄉大夫飲國中賢者爾。他如所謂州長習射。黨正蜡祭。世不復講。……夫鄉飲之名。始于成周。漢唐以來。亦間行之。然無定制。

却說鄉飲酒の禮は爲政者が執行する國家行政上の大典禮であるから、政府の指導の下に執行する會合で、會せしめらるる者は恰も作法の學習試験を受くるが如く相當窮屈なる懷を爲す會合であり、その有様は經典の上に於ても詳細に傳へられて居る。勿論如何なる程度にまで勵行せられたるかは支那の事であるから明ではないが、既に此の禮制の存する以上は或る程度迄は窮屈に執行せられたものであらう。之に反して社の祭祀の方は古來の習俗に淵源し、後には政府より命じて民間の社を設けしめ之を祀らしめたりとは雖も、鄉飲酒の禮の如くに鄉大夫とか州長とか、黨正とかの如き政府の官吏が主人側主催者と爲れるものではなくして、鄉黨の人々が相集まり、極めて平民的に打ちくつろぎて無禮講的に執行せられたるもの、鄉飲酒の禮を以て公的鄉黨親睦・成人教育の會合と評すれば、社の方は私的鄉黨親睦・享樂安息の會合であり、前者が命令的強制的教育的鄉黨親睦宴會ならば、後者は自治的自由的解放的鄉黨親睦宴會である。『全唐文』卷三百五十五所載の唐の蕭昕の「鄉飲賦」に

鄉飲之制。本於酒食。形於樽俎。和其長幼。洽其宴語。象以陰陽。重以賓旅。此六體者禮之大序。

とあり、以て其の本旨を知ることが出来る。蓋し彼の波斯戰役後のアテネ國がテミストクレスとペリクレスとの二大政治家の理想と手腕とに據りて盛大なる海上飛躍の國となりし際、ペリクレスの施政方針の下に國費を投じて共同厨(Prytaneum)なる制を規定し、國家主催の大宴樂を執行、その際國民競技會をも催してその優勝者や平常國家に功勞ある者に對して名譽表彰の月桂冠を賞與したることと一脈相通するものがある。アテネ國の Prytaneum の制も支那の郷飲酒の禮も共に國家主催の國民親睦會・國民享樂會であり、同時に國家政治上の重大なる意義を有する一行事であり、政治的教育的意義を含ましめたるものであると謂へる。唐代に於ても太宗の貞觀六年(西紀六三二年)以還、國民怠惰の風を矯正する爲、郷飲酒の禮は古法に準じて復興せられることと爲り、詔勅もあり記録上にも明記せられて居るが、本來政府主催の社會教育的成人教育的集會なる爲、何れかと謂へば盛に爲り難い傾向あり、『唐會要』卷二十六、郷飲酒の條に高宗治世の末頃のことを記して

永隆元年(西紀六八〇年)七月十九日勅。郷飲酒禮之廢。爲日已久。宜令諸州。每年遵行郷飲酒禮。

とあり、しかも兎角盛に爲らず、玄宗開元年間に於ても尙ほ然りしことは『全唐文』卷二百九十七所載の宣州刺史裴耀卿が開元十八年に上りたる『請行禮樂化導三事表』なる文の中に

郷飲酒禮。……比來惟有貢舉之日。略用其儀。闕里之間。未通其事。

とあるにて明にして、しかも實は開元六年(西紀七一八年)七月十三日に勅を發して郷飲酒の禮を天

下に頗ち牧宰をして毎年十二月に之を行はしむることと定めて居るのであるから、發令後、僅に十年餘にして早くも行はれなく爲り居りしことが察せられる。即ち此の禮が少くとも開元年間に於て衰頹したゞ告朔の餼羊的に僅に貢舉の日に儀式的に其の形式の殘存執行せられたるのみにして、古の如く盛大に行はれざりしことを知り得る。従つて一般民衆は其の名は之を知りても其の實には暗く、閭里の間概して其の事に通ぜざりし實情に在りしものである。之も無理ない話で、郷飲酒の禮は如何しても民衆的なものでないのであるから、首唱者主催側なる政府が餘程熱心に之を行はざれば、民衆より進んで之を盛ならしむる機運は起らない。此の實情より見れば郷飲酒の禮と謂ふ社會教育的なる高級郷黨親睦會は唐代に於ても盛大となる傾向は無く、解放的無禮講的なる低級通俗なる郷黨親睦會の方が盛大に行はれたるものと觀なければぬ。政府と雖も此の上下二種の郷黨親睦會に對しては、前者の方は國費も要し政府の主催であるから萬事面倒であり、後者の方は國費も要せざる上に郷黨の親睦を計ると謂ふ上に於ては其の主旨を同じくせる爲に、後者を盛大にして以て郷飲酒の禮の補助と致したいのは當然であり、往々斯くの如き政策を採つたものと考へられる。則ち『全唐文』卷三所載の唐の高祖の『立社詔』の中に

建邦正位。莫此爲先。爰暨都邑。建於州里。率土之濱。咸極莊敬。所以勸農務本。修始報功。敦序敦義。整齊風俗。……………京邑庶士。臺省群官。里閭相從。共尊社法。以時供祀。各申祈報。

兼存宴醕之義。用洽鄉黨之歡。

とあり、又『全唐文』卷三十三所載の玄宗の『飭敬祀社稷詔』の中に

天下郡邑所置社稷等。如聞祭事或不備禮。苟崇敬有虧。……………庶事宜倍加精潔。以副朕意。

……………至如百姓私社。宜與官社同日致祭。

とあるなどは之を想像せしむる記事であると思ふ。即ち政府の官祭の社なる官社に對して百姓も私祭の社なる私社を共立して政府の方針に副ふと同時に、古來の習俗に緣由する自治的自由的解放的鄉黨親睦の宴集を享樂したことを知り得る。此の唐代の民間の社の祭祀に於ても、私が前に指摘したる春秋二社の祭祀の五項の特色が特色づけられて居つたことは申す迄もないことである。

右の五項の特色を綜合して考察する時は前述の通り支那の春秋二社の祭祀は時代の上世中世近世たるを問はず、その祭祀は一日限のもので、社を中心として結合せられたる或る有機的民間組合が恒に存在し、その組合が恒に何かの組合事業を爲したるものではない。勿論古は二十五家を社とし後世にては一百家を以て社とすることが行はれたるらしく、『周禮』や鄭玄の説にも傳へられて居り、之は普通の説に従へば、社には樹木を植ゑ其の社を中心として二十五家或は一百家は政治上の一單位を爲すと謂ふのである。『世說新語』方正第五に阮修の言を載せ

阮宣子。伐社樹。有人止之。宣子曰。社而爲樹。伐樹則社亡。樹而爲社。伐樹則社移矣。

とあれば後世にても樹を植ゑしことありしは明確であるが、樹が社なるには非ずして樹は社の象徴物たるに過ぎず、實在的には樹無くとも思想的には社は存在するものと考へて居つた譯で、樹の有無は必しも社の存在の絶對的條件ではない譯である。

樹の存在の問題は姑く措き、二十五家或は百家一社と謂ふは郷黨に於ける地方行政上の便宜なる一自治單位にして甲郷の社を祀る集團の中に屬する甲郷の二十五家或は一百家は甲郷の社を春秋二季に祀ることを中心として社團を爲せるのであるが、此の社團の意味は單に春秋二季の社の祭祀を行ふに當り乙郷の乙社の方へ行かずして、等しく甲郷の甲社の方へ集りて社の祭祀を爲し其の甲郷の人々と親睦すると謂ふ意味で、祭祀の日以外の平常時に於ても甲社を祀るべき一團の一員たることは夙に既定の事實ではあるが、祭祀の日以外の平常に於てその一團が社を中心として何等かの事業を爲すものではないと謂ふ意味である。

此の社と郷民との關係は恰も今日の我國に於ける氏神と氏子との關係に於て幾部分相類するものである。今日我國にては一郷一村に所謂氏神なるものあり、之は決して其の一郷一村の民家共通の祖先を祀つたものではないが、普通に之を氏神と稱し、その一郷一村の家々を等しく氏子と稱して居る。此の氏神と氏子との關係に類して居ると謂ふのである。即ち某神社の氏子たる者は平常恒に其の氏子たることには變動無く、その神社の祭禮とか、その神社の社殿修繕とか其の他の費用を要する時には、

氏子一同が之を分擔醸出し、祭祀の日には等しくその神社に報賽し、彼等氏子等は其の神社を中心として結合せる一社團であるが、此の社團は單にその神社の事のみに關して結合存在せるものたるに過ぎずして、他に團體としての種々の事業を爲すのではない。例せばその神社の神輿修繕の爲には費用を醸出し、神苑整理の爲にはその費用を醸出するのみならず時には勞力奉仕をも爲しても、氏子の員中に吉凶事件が起りても平素私交無き家は敢てその慶弔を爲さないのである。然れば氏神と氏子との關係は氏神を中心とする放射的關係たるに過ぎずして、氏子中の各家相互間が直接の提携關係を有して居るのではない。支那に於ける社を中心とする一郷一村の家々の關係は、社を中心とする放射的關係あると同時に、各家の間にも少しは提携關係あるものではあるが、その關係が單に春秋二季の祭祀の日のみに於て結合せられて、實在的の祭祀親睦の行爲として現はれ、祭祀の日以外に於ては精神的に結合せるのみにして、行動的に團結せるものではない様に思はれる。

四

支那に於ける社及び其の祭祀を爲して郷黨鄰里の親睦を謀る組織が叙上の諸特色を備へ居るものと考察せらるるに際し、唐宋時代の諸記載を見て往々不可思議に感せらるる現象の存するのを發見するは蓋し決して私一人のみではなからうと思ふ。それは社邑とか、邑社とか、社陌とか、或は單に社とか謂ふ名稱の普遍的存在・普通名詞の使用である。此の種の社の如何なるものなるかを考定せむには、

先づ宋代に於ける普遍的存在・普通名詞的使用の社の本質より探るのが便宜であると思ふ。

吳自牧の『夢梁錄』卷十九、社會の條には南宋時代の臨安の社交現象のことを叙して

文士有西湖詩社。此乃行都縉紳之士及四方流寓儒人。寄興適情賦詠。膾炙人口。流傳四方。非其他社集之比。武士有射弓踏弩社。皆能攀弓射弩。武藝精熟。射放嫻習。方可入此社耳。更有蹴鞠打毬射水弩社。則非仕宦者爲之。蓋一等富室郎君。風流子弟與閑人所習也。奉道者有靈寶會。每月富室當供持誦正一經卷。如正月初九日。玉皇上帝誕日。杭城行香。諸富室就承天觀閣上建會。北極佑聖真君聖降及誕辰。士庶與羽流。建會於宮觀。或于舍庭。誕辰日。佑聖觀奉上旨建醮。士庶炷香紛然。諸寨建立聖殿者。但有社會。則諸行亦有獻供之社。遇三元日。諸琳宮建普度會。廣度幽冥。二月初三日梓潼帝君誕辰。川蜀仕宦之人。就觀建會。三月二十八日。東嶽誕辰。四月初六日。城隍誕辰日。二月初八日。霍山張真君聖誕。四月初八日。諸社朝五顯王慶佛會。九月二十九日。五王誕日。每遇神聖誕日。諸行市戶。俱有會。迎獻不一。如府第內官。以馬爲社。七寶行。獻七寶玩具爲社。又有錦體社。臺閣社。窮富賂錢社。遇雲社。女童清音社。蘇家巷傀儡社。青果行獻時果社。東西馬騰獻異松怪檜奇花社。魚兒活行以異樣龜魚呈獻。豪富子弟緋綠清音社。十閨等社。有內官府第。以精巧雕鏤筠籠。養蓄奇異飛禽迎獻者。謂爲可觀。遇東嶽誕日。更有錢燔社。重囚枷鎖社。也奉佛者。有上天竺光明會。俱是富豪之家及大街鋪席。施以大燭巨香。助以齋

貨供米。廣設勝會。齋僧禮懺三日。作大福田。又有善女人。皆府室宅舍內司之府第娘子夫人等。建庚申會。誦圓覺經。俱帶珠翠珍寶首飾赴會。人呼曰鬪寶會。更有城東城北善友道者。建茶湯會。遇諸山寺院。建會設齋。及神聖誕日。助緣設茶湯供衆。四月初八日。六和塔寺集童男童女善信人。建朝塔會。九月初一日。湖州市遇土神崇善王誕日。亦以童男童女迎獻茶果。還心懺。每月遇庚申。或八日。諸寺庵舍。集善信人。誦經設齋。或建西歸會。保叔塔寺每歲春季建受生寄庫大齋會。諸寺院清明建供天會。七月十五日建孟蘭盆會。二月十五日。長明寺及諸教院。建涅槃會。四月八日。西湖放生池建放生會。頃者此會所集數萬人耳。太平興國傳法寺。向者建淨業會。每月十七日。集善男信人。十八日。集善女信人。入寺誦經。設齋聽法。年終以所收貲金。建藥師道場。七晝夜以終其會。今廢之久矣。其餘白蓮行法三壇等會。各有所分也。

とあるは注意すべきである。此の中の社と會とは大體其の組織を同じくし、宗教の場合には概して會と謂ひ然らざる場合には概して社と謂ふ。會のことは姑らく措き、此の西湖詩社、射弓踏弩社、蹴鞠打毬射水弩社の如きは何れも其の名稱の示す事業を爲す社盟にして、此の社は要するに志を同じくする者の組織せる結社であり、今日我が國などにも慣用する俳句、漢詩等を爲さむが爲に同志の者の組織せる會或は社の意味と全く同じ意義を有せるものである。此等は概して平素よりその社を組織する社員が有り、機に應じて集會し所期の目的事業を遂行したるもので要するに常設の組合であ

る。錦體社・臺閣社・窮富賭錢社・遏雲社・女童清音社・蘇家巷の傀儡社・青果行の猷時果社・東西馬陸の猷異松怪檜奇花社・豪富子弟の緋綠清音社・十閑社・錢燐社の如きは何れも一種の盟社にして共同して同一の目的事業を爲すもの、其の實質に於ては西湖詩社の社と大差無きものである。『涵芬樓祕笈』第三集所收の『西湖老人繁勝錄』の中にも略ぼ同様の記事あり、其の『夢梁錄』のものと多少出入あるものは

清樂社有數社每不下百人 韃鞬舞老番人 耍和尚

斗鼓社 大敦兒 瞎判官 神杖兒 撲蝴蝶 耍師娘 池仙子 女杵歌 旱龍船船原 福建鮑老

一社有三百餘人。川鮑老亦有一百餘人

香藥社 相撲社 川弩社 遏雲社 同文社 同聲社 律華社 錦體社

の名見え、幾組かの清樂社や斗鼓社は明に藝人の社で、我が國にて所謂一座に該當するものである。其の他の各社の内容は之のみにては明でないが、幸に南宋の四水潛夫の『武林舊事』卷三、社會の條に次の如くあり、以て其の一斑を知ることが出来る。曰く

二月八日。爲桐川張王生辰。霍山行宮。朝拜極盛。百戲競集。如緋綠社雜劇。齊雲社雜戲。遏雲社唱賺。

同文社詞。角觥社相撲。清音社樂。錦標社射。錦體社花。英略社使。雄辯社小。翠錦社行。繪革社影戲。

淨髮社梳。律華社吟。雲機社弄。而七寶瀉馬二會爲最。……若三月三日。殿司眞武會。三月二十

八日。東嶽生辰。社會之盛。大率類此。不暇贅陳。

何れも藝人の一座でそれ／＼清音社とか繪革社とか英略社とか謂ふのは猶ほ我が邦にて謂ふ某々社中と一般である。此の如き社の字の用法は土神を祭る社祭の意とは相距ること遠きものにして、單に同志同藝の連中と謂ふ意味なるに過ぎず、寧ろ西湖詩社の社と殆んど同意義である。以て南宋時代に斯かる意味の社の存在せしことが判知せられる。

社陌に至りては『西湖老人繁勝錄』の中に

街市亦有社陌。或遇聖上出郊。駕出錢塘門。惟用禁衛人。亦不擲卷。容人觀瞻。却禁西湖或往集芳園或在聚景園。

とある。

此等の社の字の用法は少くとも古くは殆んど見ざる所のものである。又『全唐文』卷一百五十四所載の韋挺の『論風俗失禮表』の中に

臣聞父母之恩。昊天罔極。創巨之痛。終身何已。今衣冠上族。辰日不哭。謂爲重喪。親賓來弔。輒不臨舉。又閭里細人。每有重喪。不卽發問。先造邑社。待營辦具。乃始發哀。至假車乘。雇棺槨。以榮送葬。既葬鄰伍會集。相與酣醉。名曰出孝。

なる記述がある。此の記述中の出孝の孝の字の用法は決して儼乎たる道德的のものにあらずし

て、實に當時民間庶民階級の間に通行したる鄙俗語で、殆んど喪服の意義と相擇ばぬ、此の種の孝の字の使用法は或は穿孝・帶孝或は義孝・暖孝などの語もありて六朝以來民間に行はるるもの、清の趙翼は『陔餘叢考』卷四十三に穿孝と題して

父母喪而成服。俗謂之穿孝。其親朋臨送。暫用袒免者。謂之帶孝。蓋以喪服卽爲孝也。此語自六朝已有之。北齊書童謠曰。九龍母死。不作孝。已而妻太后崩。武成帝服緋不改。北史宕昌公王叡薨。送喪者千餘人。皆舉聲慟泣。以要榮利。時謂之義孝。和士開喪母。富商丁鄒嚴興等亦爲義孝。……李方叔談記。東坡爲禮部尙書。宣仁太后上仙。甫七日忽有旨。光祿官供羊酒。爲太后太妃暖孝。此皆不經之語。

と指摘するものである。然らば韋挺の『論風俗失禮表』に見える當時の民間風俗の出孝は極めて鄙俗なる世風にして、士君子の爲さざる風習であるが、非智識階級の民間にては道德心低く、斯様なることを行ひて耻ぢざりしものと察せられる。却説右の韋挺の表の中に見え、また當時一般世間的に通俗語として行はれ居たる先造邑社。待饗瘠具の邑社とは何の意味であるか。邑を都市と解して邑の土地の神として見ては何等の意義を生じない。重要有る場合其の都邑の土地神と如何なる關係を生ずるのか不明となる。此の邑は蓋し唐代に慣用せられたる戸の意味であらうと思ふ。其の證據は同じく『全唐文』卷二百七十二所載の徐堅の『請停募關西戶口疏』の文の中に

若神都須人。雍同等州。先有工商戶在洛者甚衆。令檢括兼簡樂住之人。微有資財。情願在洛城者。並酬其宅鋪之地。令漸修立。則洛城不少於邑戶。黎庶得安於本業。

とあり此の邑は如何しても家或は戸の意味であると思ふ。邑の字を家或は戸の意と解するは或は妄斷なるかも知れず、字書を見ても邑は都邑の意味しか掲げてないが、それでは前の邑社の意が不明となるのみならず、之が逆になりて社邑と使用せられる場合のあることを思へば、之は如何しても都邑の邑とは解し難い。私が佛國巴里淹留中に佛國國立圖書館古文書部にて閲覽したる燉煌文書中の登錄番號第參貳貳〇號文書の紙背に中唐以後のものと思はるる社に關するものありて其の文の一節に次の如く

誰聽百行訓。古人有三州父子五郡兄弟。長幼

已有薦尊卑。須之範軌。龍沙右制。

則有社邑之名。邊地土豈。鄉閭寂切追凶□□〔以下略ス〕

の句あり豈の字は豊の字の俗字か誤字かであらう。叙上の諸史料に散見する社邑の意味は前掲の韋挺の『論風俗失禮表』中の邑社と同じものであらうと思はれる。熟字には逆にすれば大に意味の異なるもの往々あり、風流と謂へば風雅の意で流風と謂へば餘風餘韻と謂ふ意と爲るが如き例もあるのであるが、茲に論ずる邑社と社邑とは必ずや同意義たるに相違なかるべく察せられる。若し然らずとすれば、邑社は都邑村郷の土地神の意となり、社邑は土地神の統率する村邑などの意となり、甚だ不可思

議なるものとなりて、此等の文獻の意味が解し難く爲つて來るのである。然れば此の邑社或は社邑とは何か特殊の意義を有したる熟語であらねばならず、前掲の邑社の語の見ゆる『論風俗失禮表』の作者たる韋挺は『新唐書』卷九十八の王薛馬韋列傳に徵すれば、雍州萬年縣の人で唐の太宗の貞觀年間に吏部黃門侍郎より御史大夫に拜せられ扶風縣男に封せられ、後象州刺史に貶せられて五十八歳を以て卒したる人なれば、その『論風俗失禮表』に見ゆる邑社・出孝の俗は、太宗の貞觀年間のことではなればならぬ。唐の吳兢の『貞觀政要』卷七、禮樂第二十九に

貞觀四年。太宗謂侍臣曰。比聞京城士庶。居父母喪者。乃有信巫書之言。辰日不哭。以此辭於弔問。拘忌輟哀。敗俗傷風。極乖人理。宜令州縣教導。齊之以禮典。

とあると相應する時風である。又私が社邑の語の見ゆるものとして茲に引用したる佛國國立圖書館所藏の燉煌文書第參貳貳〇號紙背文書の前半には宋の太祖の開寶十年（西紀九七八年、實は太宗の太平興國三年）の年紀ある『放妻書』一通の記載あれば、之は北宋初期の社邑文書である。然らば此の社邑或は邑社なる語が、少くとも唐の貞觀年代より五代を通じ北宋の初期に至るの間に、何か特殊の意義を有して世間に通行慣用せられ居たることが知れると思ふ。此の社に何か特殊の意義があるならむといふことは次の史料にても亦之を知ることが出来る。

『全唐文』卷三十九所載の玄宗の『加應道尊號大赦文』を見るに、殺生を禁斷すべきことを述べたる諸

項中の一項に

每朝禮三清。則宵衣忘寢。或齋戒一室。則蔬食精專。不以勤躬爲倦務。以徇物爲心。況於宰殺。尤加惻隱。自今已後。每月十齋日。不得輒有宰殺。又閭閻之間。例有私社。皆殺生命。以資宴集。仁者之心。有所不忍。永宜禁斷。

の如きことが見える。その「例有私社」とある以上は此等民間の社が春秋二季の社の祭祀に當り出現する所の一時的の社には非ずして、其の組合の常設のものなることが明確であり、その私社と謂ふ以上は郷飲酒の禮の如く政府地方官廳の主催せるものには非ずして、全く民間に於て民の自由意志によりて結合設立せられたる一種の組合なることも確實であり、その「皆殺生命。以資宴集。」とある以上は此等の社なるものがその團員の相集りて酒肉を食し享樂宴會する一機關にして、少くとも社の目的の中に社員の親睦享樂する一行事の存せしことが知れる。春秋二社の祭祀の日にも郷黨の民は相集りて宴樂するのではあるが、之は前述の通り一日限のものにして平常恒に存在的に然るのではない。然れば此の玄宗の大赦文に見ゆる社は明確に春秋二社の祭祀の日のものとは其の性質を異にせるもので、却つて前掲の『夢梁錄』や『武林舊事』に見ゆる南宋時代の諸社の意味の先驅を爲せるもので、私は此の私社なるものは則ち章挺の『論風俗失禮表』に見ゆる邑社、燧煌文書第貳貳〇號の紙背文書に見ゆる社邑と同じ性質の一種の民間の組合團體であらうと思ふのである。

我が『類聚名物考』卷一を見るに

今淨土宗の家にて社を結びて其家をも蓮社の號を立つる事あり。……………其始は晉の惠遠を始祖とする事なり。此の事は釋氏要覽、荆楚歲時記、佛祖統記卷廿七等に出たり。……………歲時記には四人立結緣會社とも見えたり。

なる記載あり、之は佛教信仰上より起りし一種の組合團體にして、普通に晉の惠遠の白蓮社がその濫觴と謂はれ、六朝隋唐を経て宋代に至りて盛大となりしものとせられて居る。此の種の社團に就きての研究は私も夙に興味を覺え多少の調査も爲したる者であるが、未だ拙稿を纏むるに至らずして佛蘭西國へ奉命前往したのであるが、私の佛國滞在中の昭和八年六月發刊の『史潮』第三卷第二號に山崎宏學士が苦心して資料を集められ『隋唐時代に於ける義邑及び法社に就て』と題したる研究を發表せられた。私の此の本編は此の一種の社團、即ち山崎氏の所謂法社につきて専ら研究を爲すを目的とせざれば、その詳細はすべて姑く山崎氏の論文に譲ることとするが、唯一つ重要なることとして述べざるべからざることは此の所謂法社の特色が如何なるものであるかと謂ふことである。而して法社の特色は山崎氏も謂はるる通り、所願達成の爲に所定の行を修めむとする貴族大官有識有閑の在家の人々と若干の僧侶が集り爲せる集團にして、戒律を嚴守することが最も重要視せられ、社誡が嚴重にして相容れざる者は入社し能はざることである。則ち次に説かんとする義邑よりは一層高級にして高踏的なる

社團である。

義邑、或は邑會と稱するものも亦佛教信仰を中心として起されたる一種の社團にして、其の特色は山崎氏も謂はるる如く在家の佛教信仰者の同志の者が心を合して一團を組織し、金穀を醸出して佛像其の他その附隨設備を造營し、此の事業を中心として益々團員間の佛教信仰心を向上せしむるを以て目的とするものである。此の義邑に就いては既に二三の研究の發表せらるるものあり、大村西崖氏の『支那美術史彫塑編』、『龍谷大學論叢』二九七所載の高雄義堅氏の『北魏に於ける佛教々團の發達に就て』、『龍谷史壇』第十號所載の小笠原宣秀氏の『支那南北朝佛教と社會教化』などは其の主なるもので、山崎宏氏の前掲の論文も此の問題に論及されてある。私は茲に義邑の沿革を論じ其の組織事業等に就きて論ずるをも目的とせざるを以て敢てその詳細には論及せぬが、要するに義邑なる一種の社團の特色は造像其の他それに附隨する諸造營事業と謂ふことを中心として組織せられたるものにして、之を所謂法社に比較すれば幾分低級であり、且つ世間的のものである。蓋し現今の京都西本願寺の門徒間に組織せらるる御翠簾講とか疊講とか謂ふ組合と略ぼ其の組合的實質の類似する社團にして、その團員は邑子とか邑人とか邑義とか呼ばれ、その周旋人・事務擔任者は邑主とか邑長とか邑維那とか呼ばれて、何れも南北朝時代の造像の銘文に習見するものである。

義邑・邑會の名稱は南北朝より隋・唐初にかけての造像銘其の他に夥多しく遺存するが、唐代に入

りては漸次金石文上に於ける其の名の出現遺存が稀と爲つて來る。此の傾向の原因に就きては、普通に初唐に入りても造像の風は未だ衰へざりしも、遺物にて示す通り、南北朝時代に於けるが如き巨大なるものが少くなりたる上に、漸次經幢製作の風が起りて造像に代る様になつた。巨大なる造像事業には多數人の合力を要する場合が多いが、小型の造像や經幢の製作に於ては個人の財力を以て一建立爲し得る場合が多くある。故に多數人合力造營の組合なる義邑・邑會の存在の必要が漸次認められなく爲り、斯くて遺物の金石文の上に於て義邑・邑會の名稱が漸次稀少と爲れるなりと謂はれて居り、山崎氏は今日知らるる遺物に於て初唐時代に義邑・邑子合力營造のもの最も時代的に著しいものとして『支那美術史彫塑篇』に著録せる永徽四年(西紀六五三年)四月八日の年紀ある李庄村老宿邑義李仁才等二十一人の造像銘以外、多くを擧げ得ないとせられて居る。此の説も一應は理あり、巨大なる造像の唐代に入りて漸次減少せるは事實なるも、義邑・邑會の名稱の金石文に見えぬからと謂つても、唐代に義邑・邑會組織の全然滅亡したる證據とは爲らぬ。現に山崎氏も指摘せらるゝ如く、『續高僧傳』卷二十八の『益州福壽寺僧寶瓊傳』に

住福壽寺。率勵坊郭。邑義爲先。每結一邑。必三十人。合誦大品。人別一卷。月營齋集。各依次誦。如此義邑。乃盈千計。四遠聞者。皆來造欸。

とあり、此の寶瓊は唐の貞觀八年(西紀六三四年)に遷化したる僧なれば、これ初唐時代の義邑の存

在を證する記載で、また私が後に佛國にある燉煌文書によりて證明する通り中唐・晚唐時代に於ても義邑・邑會の流を惹く佛教信仰に基く庶民組合は儼存して居るのである。即ち南北朝時代に於けるが如き、主として造像を目的として組織せる義邑・邑會其の者は殆んど滅亡して居つたかも知れぬが、依然として佛教信仰を中心として組織せるもの、古の義邑・邑會の流を惹く佛教信仰組合は存して居るのである。但其の名稱を異にして既に義邑とも邑會とも稱せず、單に社と呼稱せる爲に、また造像を爲さざる爲に造像の銘文に現れぬから、義邑・邑會の組織系統のものが唐代に滅亡せる如く見えるのである。而して中唐以後のその社の事業は概して佛寺に於ける春秋二季の俗講開催を援助し、また平常その社の屬する寺院の爲に種々佛教信仰的援助を爲すのであつた。今その二三例を示さむか、佛國にある燉煌文書第貳九七五號紙背に次の如き史料あり。

社司 轉帖

右緣年支春座局臈。次至主人判躡。

人各麪壹斤。粟壹斛。油半升。幸請諸公等。

等帖至。限今月廿日寅時。於主人家送

納。捉二人後到。罰酒壹角。全不來者。罰

酒半瓮。其帖速遶相分付。不得停滯。如

滯帖者。准條科罰。帖同却赴本司。用憑

告罰。蘭若花。隗囂子。(以下省略)

『社司轉帖』とは社の組合員一同へ幹事より通知する回章で、烏の字、膾の字、蓮の字は唐代民間通行の鄙俗字にして正しくは局・席・遞の字である。遞はまた時に逆に作られる風もある。また佛國第參〇參七號にも

社司 轉帖

右縁准例建福一日。人各鱸餅一雙。粟一斗。

幸請諸公等。帖至。限今月四日卯時。於大

悲寺門前取斎。捉二人後到。罰酒壹角。

全不來者。罰酒半瓮。其帖速逆相分付。

不得停滯。如滯帖者。准條取償。周却赴本司。用憑告罰。

庚寅年 正月三日

錄事 董 帖 啓

太子 翟僧正 曹僧正 安僧正 羅僧正

宋法律 戒隨闍梨 王僧正 汜法律 馬

法律 王法律 楊法律 徐法律 闍押牙

吳押牙 陰押牙 馬押牙 高押牙 索草場

宋押牙 司徒陰押牙

なるあり、右の中の斎の字は齊の唐代俗字、押牙は押衙の通用字、建福は此の『社司轉帖』が正月の回章なる爲、常年春座俗講の開催を意味して寺院の説教の催の意、録事は書記役の意である。又佛國第參〇九四號紙背に

社司轉帖。右緣常年春座厨牋。人各粟壹斗。油半升。幸請

諸公等。帖至限今月十七日卯時。於主人家送納。足二人

(以下闕文)

なるあり、右の足二人は捉二人〔後^{アテ}到〕の當字と推定せられる。又佛國第參壹四五號にも次の如きがある。

社司 轉帖

右緣年支春座厨牋。次至曹

保奴家。人各粟壹斗。麩一斤。油

半升。幸請諸公等。帖至限今

月十七日卯時。於主人家送納。

捉二人後到。罰酒一角。全不來者。罰酒半瓮。其帖速逆相

分付。不得停滯。如滯帖者。

准條科罰。帖周却赴〔本〕司。用

憑告罰。

戊子年 潤五月

錄事

張

九

吳慶進 梁繼紹 胡醜撻 竇不藉奴

蘇富寧 黑骨兒 程祐住 穆再濫

彭章午 麴山多 屈幸全 郝端兒

鄼流潤 祝懷義 就願受

崔馮兒 橋_下兵馬使 申衙悉鷄

傅粉隄 候遂子 任昌運

又佛國第參貳八六號紙背のものは

社司 轉帖

右緣年支春座烏幣。次至主人張醜子家送納。捉

二人後到。罰酒一角。全不來者。罰酒半瓮。其帖速逆

和分付。不得停滯。如滯帖者。准條科罰。帖周却赴

本司。用憑造罰。

巳卯年二月十日

錄事 帖

尙ほ佛國第參壹九號紙背には

社司 轉帖右年支春座

社司 轉帖右緣年支春座局席。次欠士人各麥壹斗粟一斗

社司轉帖正進依願右緣年正進福延支春座正進丑奴局席正進係昌

次至人各正進定哭麥壹斗正進住宅粟壹斗正進睦住

麩貳斤正進弘丑子油半升正進石千子幸請 諸

石定信 石全石 丑子 石定奴 福延 福全 保昌

また佛國第參參九壹號紙背に

社司 轉帖 右緣春秋局席。幸請諸公

人各油麩斤麥粟

等。帖至限今月廿日辰巳時。於靈圖寺門

前取齋。捉二人後到。罰酒壹角。全不來者。

罰酒半瓮。其帖速遞相分附。不得停滯。

如滯帖者。准條科罰。帖周却赴本司。用

馮告罰。 丁酉年正月 日

錄事 △乙 帖

陰僧政 馮老宿 曹老宿 汜上座 法詮

福證 云被 法瓊 喜瑞 善住 惠朗

福會 福全 應願 潤成 智力 定安 智

行 知德 願行 沙彌法遂 保盈 法俊

法圓 義弘 慶達 價延實 李安住

趙再和 翁富員 價慈奴 良賢 再集

留得 宗兒 灰奴 宋普三 鄒像通 閻安信

祐子 友慶 恩議 盧和信 史文威 米員

喜孟 息子 阿椽 范延昌 吳海深 唐員

醜 陳懷諫 索進清 張將頭 畫搗搗

就沈 羅仏利子

また佛國第參五〇參號紙背に

唐代の社邑に就きて(上)

第二十三卷 第二號 二五七

社司轉帖 右緣建福一□各盧并一雙。粟一斗。奉

請諸公等。帖至限今月卯時。於龍興寺門前。

(以下闕文)

また佛國第參六壹六號紙背に次の如き一行のものもある。

社司轉帖 右緣年支春座局席

此等の『社司轉帖』には概して年紀の明記無く、單に庚寅年正月三日、戊子年潤五月日、己卯年二月十日などあるのみでその書作された時代が明でないが、私の觀る所を以てすれば、何れも中唐末・晚唐時代のものとして考定せられる。何となれば佛國第參六六六號紙背に此等の轉帖と全然その類を同じくするもの二種ありて、その甲種は

社司 轉帖

右緣常年 。幸諸之公

等。帖至並限今月廿八日齋時

鐘聲。於淨土寺門前取齋。如

有後到者。罰酒壹角。全不來

者。罰酒半瓮。其帖立便相分付。

不得停滯。如滯帖者。□前

科罰。帖周□使本司。□憑

者罰。

とあり、脱字・誤字も多い様であるが、淨土寺にて定期説教講座開催の時の醜集通知回章たること明確である。而してその乙種は文字昏爛摩滅して殆んど讀む能はざるも、その甲種のものと同じ内容のものたることは推定し得られ、而して之には奇しくも尾部に極めて明確に文徳元年十二月二十八日の年紀がある。本來此の佛國第參六六六號紙表は『鶯子賦』にしてその尾部に咸通□年 家傳生の識語あり、其の紙背に先づ莫高郷百姓袁文信の牒ありて其の次に此の社司轉帖二種が書かれてあり、少し間隔を置いて大順元年の年紀あり、更に文字昏爛殆んど解讀し能はざる麥粟布帛の貸借契文五通ありて、劉力々、劉奴子、劉昇々、劉福威、劉胡兒、劉欺の連名が見えて居るのである。唐の懿宗の咸通の元號は十四年(西紀八七三年)まで繼續すれば、茲に咸通□年とあるは理論上咸通元年(西紀八六〇年)より同十年(西紀八六九年)迄の何れかの年次でなければならぬ。而して僖宗の文徳元年(西紀八八八年)は一年限の年號にして同二年に當るべき年は即ち昭宗の龍紀元年(西紀八八九年)である。而して龍紀二年に當るべき年は同じく昭宗の大順元年(西紀八九〇年)である。然らば此の佛國第參六六六號紙背の『社司轉帖』は大體僖宗時代のもので、僖宗時代に斯くの如き當年春座局席の『社司轉帖』の行はれて居

る史實より見れば、その前代なる中唐時代にも、その後代なる五代初期にも同様のことが行はれたるものと觀られ、此の見地より推定すれば、前掲數種の『社司轉帖』に見ゆる戊子年潤五月は懿宗の咸通九年(西紀八六八年)戊子年、庚寅年正月三日は咸通十一年(西紀八七〇年)庚寅年、己卯年二月十日は早く見れば宣宗の大中十三年(西紀八五九年)己卯年、遅く見れば後梁の末帝の貞明五年(西紀九一九年)己卯年に擬定せらるべきであらう。斯くて此等の常年春座烏席に關する『社司轉帖』が大概中唐末・晚唐時代のものたるを知り得られ、自然中唐末・晚唐時代に寺院に於て春秋兩座の定期的説教講座開催の風俗盛に行はれたるを知るべく、これ則ち所謂俗講にして而かも此等の『社司轉帖』は佛教信仰に基いて組織せらるる各社が其の所屬の寺院に對して俗講を後援すべく應分の喜捨齎出を爲さむが爲に各社司轉帖の尾部に連記せる社の組合員一同にその事を通知回文せしことを實證するものである。各社の俗講後援に對して寺院は烏席を設けて社の人々を招待し、精進料理ではあらうが適當に彼等を饗應する。これ各社司轉帖に烏席の文字の現はるゝ所以であらうと思ふ。烏席とは佛國第貳七貳壹號・同第貳四參四號紙背・同第貳六四〇號・同第參參九參號・同第參六四九號・同第參七壹五號・同第四六四五號などに遺存する所の『雜抄』一名『珠玉抄』、一名『益智文』、一名『隨身寶』と稱する中唐晚唐時代の庶民常識寶典とも稱すべきものの中の、十無去就者と謂ふ十條の誠・社會道德を擧げたるその第六條に

烏 席 不 慎 啼 唾

とあるもの、『雜抄』の此の誠は正に李商隱の『義山雜纂』の失去就の項の席面上不慎涕唾に當る。また清の顧炎武の『日知錄』卷十七、座主門生の條に引用せる唐の武宗の會昌三年（西紀八四三年）十二月二十二日の中書省の覆奏の文に

奉宣旨。不欲令及第進士。呼有司爲座主。兼題名局席等條。疏進來者。伏以國家設文學之科。求真正之士。所宜行崇風俗。義本君親。然後升於朝廷。云云

なる句もあり、局席は局席にして唐代には事實宴會の席を意味するものと思はるる故、此等の『社司轉帖』に習見する局席が春秋の俗講開催の際に之を後援したる社の人々を寺院側より招待響應する饗應の席を意味すること甚だ明瞭であると思はれる。

中唐時代佛教信仰に基きて組織せる社が俗講の後援以外に平常如何なる事業を爲せしかに就きては、茲には敢て詳述することを省略するが、要するに唐初以前の如く造像を爲さざりしことは確實にして、つまりその事業が變じて居つたのである。然かるが故に造像の銘文を主要史料として見る時に、中唐晚唐時代に義邑・邑會の組織系統のものが滅亡せる如く見えるのであつて、史實には社の名稱の下に俗講の後援その他の事業を爲して義邑・邑會の流を惹く佛教信仰組合は依然として存在したのである。山崎氏は的確なる證據を挙げられてないが唐以後の義邑にては既に造像を特に重視する必要無くなりし結果、義邑の行事の他の一半なりし齋會・誦經が重視されることとなり、自ら其處に義邑其

の物も、教化に當りし邑師の活動も若干の變化を來たしたと認めなければならぬと推論せられたるは、蓋し妥當なる推定なりと申さなければならぬ。即ち私は往時の嚴肅なる意味の義邑・邑會の系統のものにして、其の本質も、また教化に當りし邑師の態度も若干變化せる一例を早くも玄宗の開元初期に見るのである。宋の李昉等の編したる『太平廣記』卷壹百拾五、報應十四崇禎の條に『普賢社』と題して『記聞』なる書より編入せる次の記載である。

開元初。同州界有數百家。爲東西普賢邑社。造普賢菩薩像而每日設齋。東社邑家青衣。以齋日子。於其齋次。名之曰普賢。年至十八。任爲愚賢。厮役之事。蓋所備嘗。後因設齋之日。此賢忽推普賢身像而坐其處。邑老觀者。咸用怒罵。既加詬罵。又苦鞭撻。普賢笑曰。吾以汝志心。故生此中。汝見眞普賢。不能加敬。而求此土像何益。於是忽變其質。爲普賢菩薩身。身黃金色。乘六牙象。空中飛去。放大光明。天花練雲。五色相映。於是遂滅。邑老方悟賢聖。大用驚慚。其西社爲普賢邑齋者。僧徒方集。忽有婦人。懷妊垂產。云見欲生子。因入菩薩堂中。人呵怒之。不可禁止。因產一男子於座之前。既初產生。甚爲污穢。諸人不可提挈出。深用詬辱。忽失婦人所在。男變爲普賢菩薩。光明昭燭。相好端麗。其所污穢。皆成香花。於是乘象騰空。稍稍而滅。諸父老自恨愚闇不識普賢。刺眇其目者十餘人。由是言之。菩薩變見。豈凡人能識出記。

唐代の同州は今日の陝西省西安府同州の地なれば、開元の初に首都長安を隔つること甚しからざる

地に於て、數百家の住民が二組に分れて東普賢邑社・西普賢邑社と稱呼する普賢菩薩信仰を基とする邑社を組織し居りしことが知れるが、此の二社は造像寄進の爲でもなく、單に普賢菩薩信仰と謂ふ爲のものにして、組合員たる邑子が醵金して普賢菩薩像を製し、之を奉祀して二箇の普賢菩薩信仰團體を形成して居つたものに過ぎぬ。しかも不可思議なる現象はこれが東西二社に分れて居ることで、右の文面を熟讀すれば、東西兩普賢邑社各々一軀宛の普賢菩薩像を製して之を祀りしものらしい。然らば同じ同州の住民にして同じく普賢菩薩信仰によりて邑社を形成するならば、一軀の像を奉祀して一團體の普賢邑社を組織すれば充分である。また右の文をば、その奉祀する普賢菩薩像は一軀にして、東西普賢社が共同にて毎日々隔日かに設齋したるものと解釋しても、邑社が二組と爲れるは何の爲なるかを知るに苦しむ。想ふに之は其の數百家の組合員の居住地域の東西に依りて東社と西社とに分れて互に團結し、普賢菩薩信仰を中心として東部住民と西部住民とが設齋其の他萬般に於て相競争し、邑社組織の動機は純潔なれども、其の結果に於ては東區と西區との一種の競争遊戲の如き傾向を帯びたるものかと考察せられる。現に茲に傳ふる荒誕なる話にしても、東社の男子の普賢菩薩の化身なりしことに對して、西社にても同じ様な化身の孩兒と爲りて現はれたることを傳へて、東西兩社共に競争せる一端を示して居る。嚴肅なる義邑・邑會は純然たる信仰に基き、斯かる競争遊戲的臭味は存せざるなれば、此の同州の東西普賢社の如きは、後の南宋時代の臨安の獻供社・獻時果社・獻異松怪檜奇

花社・庚申會の鬪寶會などの團體組織精神に通ずるものがある様に想はれる。邑子の名に於て純粹の佛教信仰より淨財を醸出して佛像を造り、しかも他と競争するの邪念なく、信仰それ自身の爲のみに精進したるものとは、聊か撰を異にせるものにして、單にその邑社組織の考案形式に於て僅に往昔の邑會・義邑の系統を惹けるのみであると謂へる。南宋時代に存在して『夢梁錄』に見ゆる諸勝會の如きも蓋し此の義邑の流を汲める中唐晚唐時代の社の餘韻を傳ふるものと觀ることが出来る。或は考へかたによりては此等諸勝會に金品を喜捨して贊助することが義邑根本の起原にして、南宋時代には、六朝隋唐初に盛なりし義邑が衰へて寧ろ其の起原に復歸したるものとも考へることが出来る。南宋時代に行はれたる諸種の獻供社、或は普度會、慶佛會、上天竺の光明會、庚申會、茶湯會、朝塔會、西歸會、受生寄庫大齋會、供天會、放生會、淨業會の如き社會は、恰も我邦現行の寺の某々講の如きものにして而も其の團員の結束力は我邦現行の某寺の某々講よりも一層微弱なるものであり、甚だしいものに至りては建會の當日にのみ金穀を寄進喜捨しても宜しいので、その各會もその會を催す爲のみに存在するものにして、平常に於て會員が其の勝會を中心として種々の事業を爲さないのが普通の場合である。一例を示さば臨安の放生會の一團體に勝蓮社なる一社が存したのであるが、『武林掌故叢編』第十集に收むる虞淳熙の『勝蓮社約』を見れば

至社者。必携飛泳之類來。所費錢。自一銖至累鑑無量。但空手如昨罰銀一錢留次會。或當日贖

生。既名放生。不得稍稍綜核也。社定錢湖舟中間詣上方池。淨慈萬工池。昭慶香華池。期以每月六齋日。會首傳帖醮金。授典座。自修供具。凡會首認定開後。坐以齒。緇素各爲行三寶前。不必讓遠客。

とあれば、常時會員たるものもあれば、當日だけ喜捨する臨時會員もあり、是日所費世財。專爲放生。……是日用樓船一。如客集多。加中船一。

とありて會員の員數は常に不定であり、結束力の甚だ強からざる一種の宗教的團體である。之に反して古の純粹の義邑に流を汲める中唐晚唐時代の社なるものは會員は概して常時會員で春秋二季の俗講の援助事業や勝會を建つる時のみならず、平素に於ても其の屬する佛寺の種々の事業の爲に相謀り醮金し、常設のものである。佛國々立圖書館所藏の燉煌文書第參貳參四號の紙背に在る晚唐時代の某寺院の出納粟油文書に

行像社聚物得油一勝 法深聚菜賣油一升 弘建抄藥食油一升

などあるは行像の儀式を中心として成立せる同志の團體より聚めて油一勝を得たることを寺院の收入の一項目として記帳せるものにして、此の行像社の如きも佛教信仰を中心とする一種の團體である譯である。